

第2回 JCGライブセミナー

どうする？インボイス・電帳法対応

2023年2月16日

公認システム監査人 金子力造

法令対応

- 事業者が令和5年中に**やらなければならない**2つの法令対応

インボイス制度

- 発行事業者の登録申請
- インボイスの発行、受領

請求業務の対応
経理業務の対応

電子帳簿保存法

- 電子取引データの保存義務化

経理業務の対応

DXの
普及

施行直前の改定

- **令和5年度税制改正大綱**による影響と各種通達（**解釈**）
✓ **要件がさらに緩和**された。

インボイス制度

- **登録申請期限の緩和**
- 1万円未満の保存要件緩和
- 1万円未満の返還請求書の交付義務廃止
- 免税事業者の負担軽減

電子帳簿保存法

- 電子取引対応の**猶予措置**
- 電子取引の保存要件の緩和
- スキャナ保存の要件緩和
- 優良な電子帳簿の範囲限定

インボイス対応 のポイント

1. インボイスとは？
2. インボイス対応の構造
3. タイムリミットからみたインボイス対応のスケジュール
4. 登録申請期限の緩和
5. 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置
6. 少額な返還インボイスの交付義務の見直し
7. 免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の負担軽減
8. インボイス対応準備チェックシート

1. インボイスとは？

- インボイスとは、売り手が買い手に正確な適用税率や消費税額等を伝える書類等。
- インボイスの要件は、一定の事項と「**登録番号**」、「**適用税率**」及び「**税率ごとに区分した消費税額等**」の記載されたもの。具体的には**請求書**や**納品書**、**領収書**、**レシート**等

～ 請求書の対応例 ～

※ **下線部**は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

① 交付先の相手方 (売上先) の氏名又は名称

② 取引年月日

③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び**適用税率**

④ 売手 (当社) の氏名又は名称及び**登録番号**

⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)

⑥ **税率ごとに区分した消費税額**

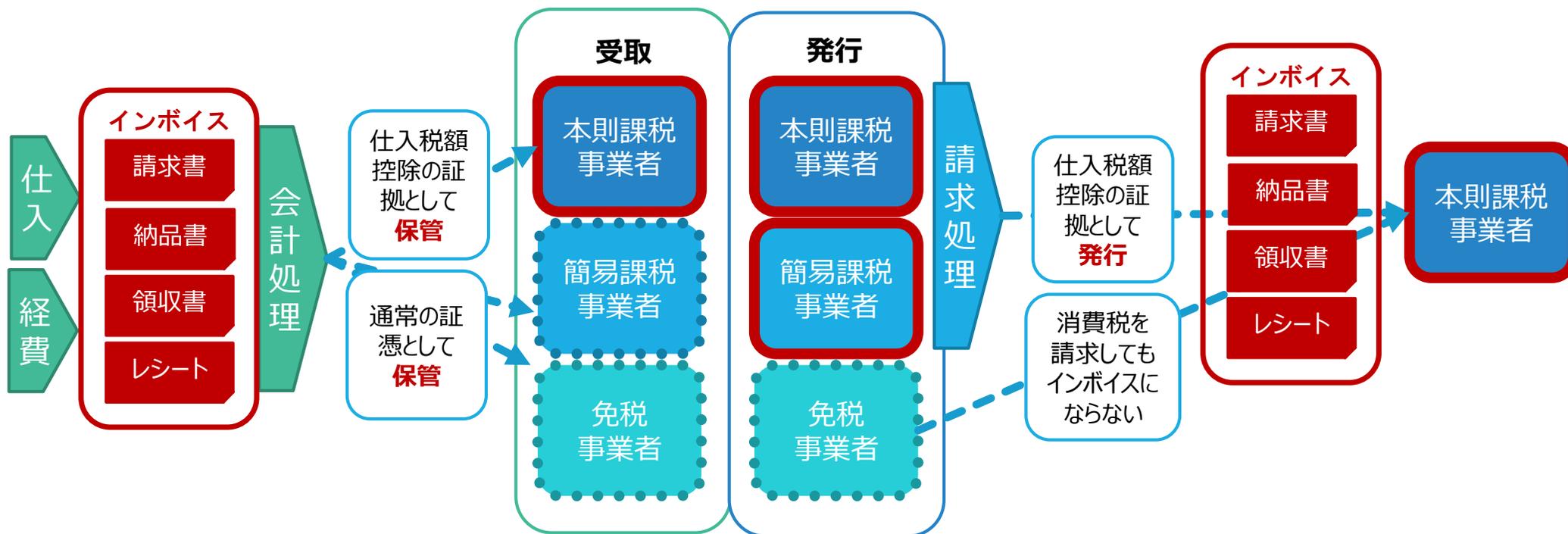
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円
※ 軽減税率対象		
8%対象	15,000円	消費税1,200円
10%対象	3,000円	消費税 300円

▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記 (①から⑥) の記載事項を満たしたものである場合はインボイスになります** (請求書に限られません)

※国税庁リーフレット「(令和4年12月) 免税事業者のみなさまへ」より

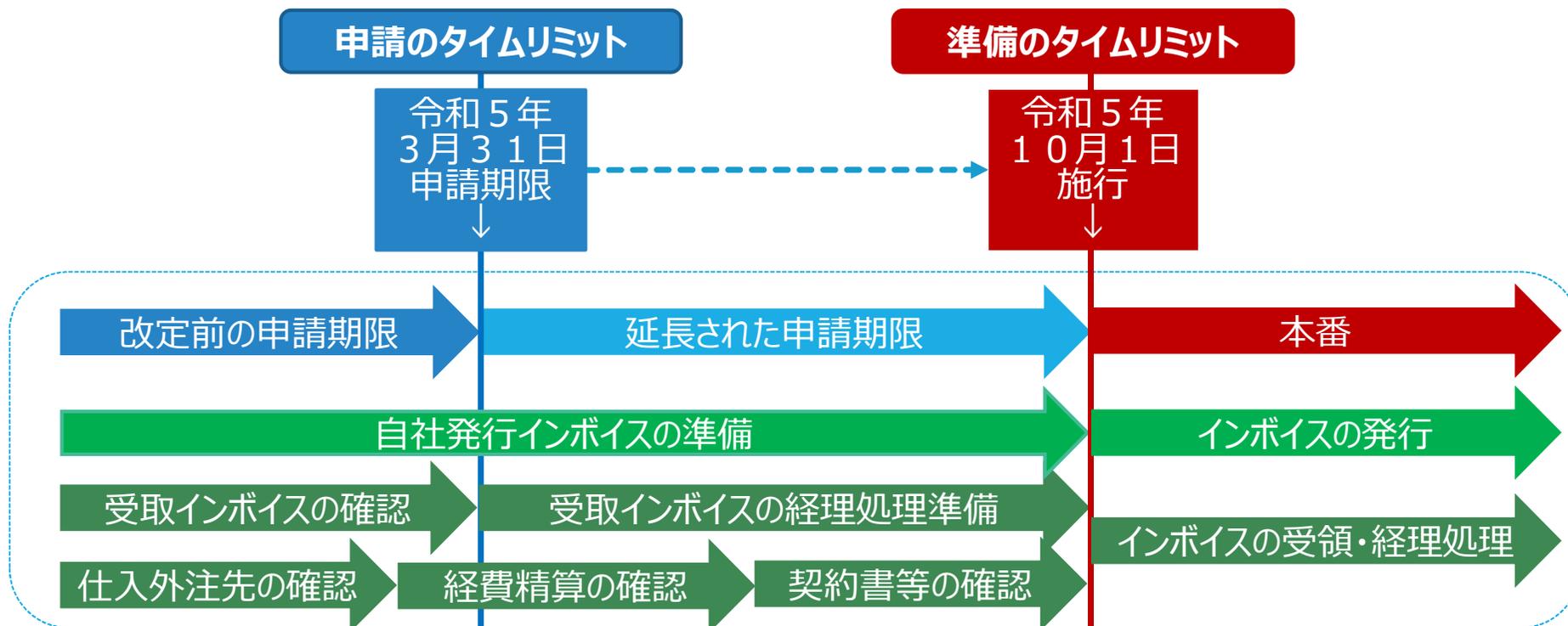
2. インボイス対応の構造

- インボイス対応には、インボイスの**受取**とインボイスの**発行**の双方の対応が必要になる。
- 事業者の消費税課税の区分により対応が異なる。



3. タイムリミットから見たインボイス対応のスケジュール

- インボイス発行事業者の登録申請期限は、実質 **9月末日**まで伸びた。
- **発行に要する日数**や、事務準備を考えると出来るだけ早く申請したほうが良い



4. 登録申請期限の緩和

- 令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者が申請期限である令和5年3月31日後に提出する登録申請書の取扱いについては、この閣議決定に基づき、当該事業者が令和5年4月1日以後に困難な事情の記載がない登録申請書が提出されたとしても、**令和5年9月30日までの申請**については、インボイス制度が開始する**令和5年10月1日を登録開始日**として登録されることとなります。

※令和5年1月12日現在の所要日数

e-Tax提出の場合

約3週間

書面提出の場合

約2か月

ポイント

- ✓ インボイス制度への対応には各種準備が必要となるほか、登録通知が届くまで**一定の期間を要する**こととなるので、登録を予定している場合は、できるだけ早めに申請する。

5. 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

- 緩和策：**税込1万円未満の課税仕入れ**（経費等）について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになる。
- 対象になる方：2年前（基準期間）の**課税売上が1億円以下**または1年前の上半期（個人は1～6月）の課税売上が5千万円以下の方
- 対象期間：令和5年10月1日～**令和11年9月30日（6年間）**



【対象となる事業者の範囲】

全事業者の**90.7%**が対象となりうる（約815万者のうち約740万者）。

また、**現状の課税事業者のみ**を対象としても、**76.1%**が対象となる（約320万者のうち約242万者）。

（備考）令和2年度国税庁統計年報（法人税・消費税）、平成27年国勢調査（総務省）等に基づき推計

6. 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

- 緩和策：**税込 1 万円未満の値引きや返品等**について、返還インボイスを交付する必要がなくなる。
- 売掛金回収時に、振込手数料を売手側が負担する場合で、経理上「**①売上値引き**」で処理した場合も返還インボイスは不要。
- 売掛金回収時に、振込手数料を売手側が負担する場合で、経理上「**②立替処理（支払手数料等）**」で処理した場合も条件付きで可。
 - 売り手が負担する振込手数料を、会計上は支払手数料として処理し、消費税法上は対価の返還等と取り扱うことはできますか？
 - ご質問のとおり取り扱って差し支えありません。なお、消費税法上、売上値引きとして処理する場合には、対価の返還等の元となった適用税率（判然としない場合には合理的に区分）による必要があるほか、帳簿に対価の返還等に係る事項（※）を記載し、保存することが必要となりますので、ご注意ください。
 - 帳簿上、支払手数料として処理していたとしても、当該支払手数料を対価の返還等として取り扱うことが要件設定やコード表、消費税申告の際に作成する帳票等により明らかであれば問題ありません。

※財務省（令和 5 年 1 月 20 日時点）「インボイス制度の負担軽減措置（案）のよくある質問とその回答」より

7. 免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の負担軽減

- 緩和策：免税事業者がインボイス発行事業者税負担・事務負担を軽減するため、**売上税額の2割を納税額とする**ことができる。
- 対象になる方：免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2年前（基準期間）の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方）
- 対象期間：令和5年10月1日～**令和8年9月30日**を含む課税期間

ポイント

- ✓ 免税事業者は、販売先がインボイスを必要とするか早めに確認する。
- ✓ 免税事業者のままでいるか、課税事業者となるか検討の際には、専門家（税理士等）に必ず相談する。

8. インボイス対応準備チェックシート

■ インボイス発行側の準備

No	要確認	チェック	対応予定
①	インボイス発行事業者への登録申請は済んでいるか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
②	自社の請求書は、「インボイス（適格請求書）」の要件を満たしているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
③	自社の消費税計算方法は、インボイス制度対応（インボイス伝票単位）となっているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
④	自社の請求システムは、インボイス対応済であるか？（カスタマイズ含む）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

■ インボイス受取側の準備

No	要確認	チェック	対応予定
①	買入先（仕入先・外注先）がインボイス発行事業者であるか確認できているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
②	購買先（経費等支払先）がインボイス発行事業者であるか確認できているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
③	請求書の交付のない支払（家賃・保守料・リース料）で契約書等の内容は確認できているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
④	自社の会計システムは、インボイス対応済であるか？登録方法の確認はできているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

■ 免税事業者の準備

No	要確認	チェック	対応予定
①	取引先にインボイスが必要か確認しているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
②	自社がインボイス発行事業者（課税事業者）になるか検討しているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

電子帳簿保存法 対応のポイント

1. 電子帳簿保存法とは？
2. 電子取引保存の要件
3. タイムリミットからみた電帳法対応のスケジュール
4. 電子取引対応の猶予措置
5. 電子取引の保存要件の緩和
6. スキャナ保存の要件緩和
7. 優良な電子帳簿の範囲限定
8. 電子取引棚卸しチェックシート
9. 電子取引保存の準備シート

1. 電子帳簿保存法とは？

- 国税関係帳簿書類を、紙ではなく電子で保存できる制度。
- 令和3年度の税制改正により電子取引データの保存が義務化された。

自社が帳簿書類を
ソフト等で作成する



電子帳簿等保存

権利

取引先又は自社の
紙の書類をスキャンする



スキャナ保存

自社で作成した又は
取引先から取得した
電子のみのデータ



電子取引保存

義務

希望する事業者は、要件が大幅に緩和

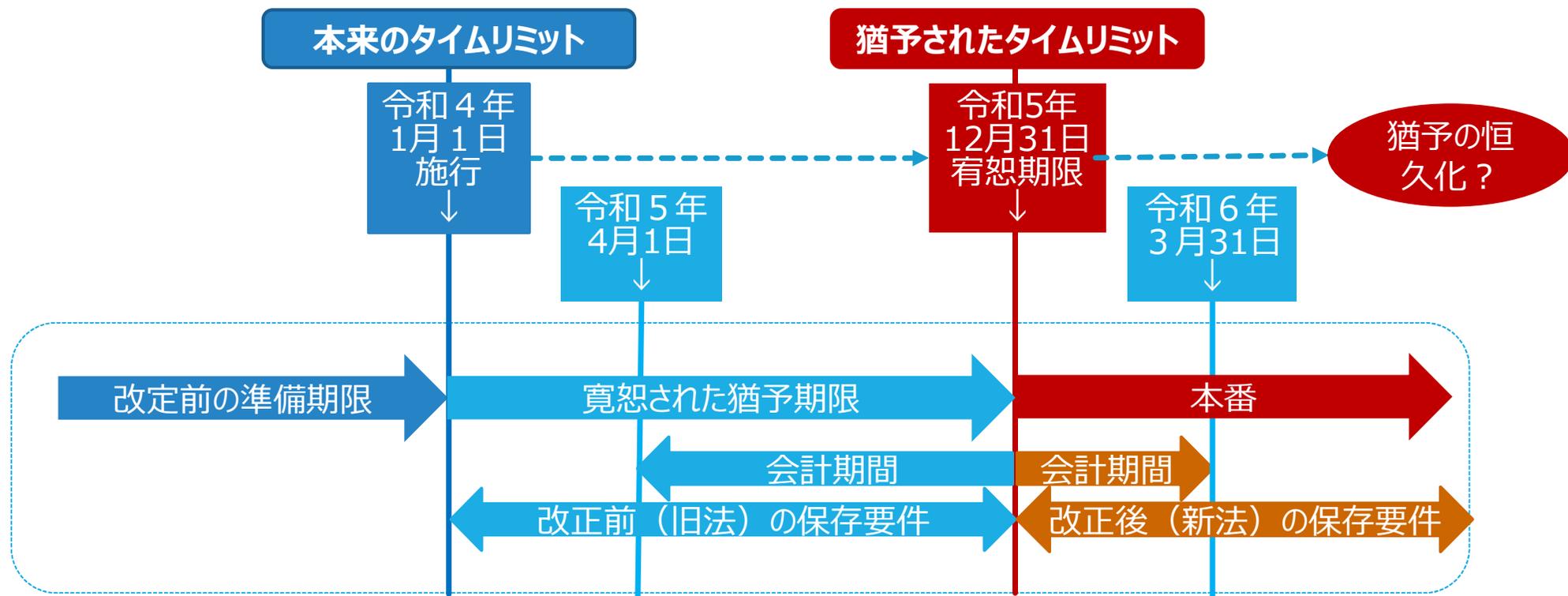
全事業者対象

2. 電子取引保存の要件

真実性の要件	可視性の要件	検索機能の確保
<p>■ 次のいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none">① 相手がタイムスタンプ付与したものを保管② 自信がタイムスタンプ付与したものを保管③ 修正削除の履歴が残る又は出来ないシステムに保管する④ 改ざん防止に関する「事務処理規程」を定める	<p>■ 保存場所に、</p> <ul style="list-style-type: none">① PC、ディスプレイ、プリンター、ソフト、マニュアルを備え付け、速やかに出力できる② システム概要、説明書等を備え付ける <p>※ 機器やソフトのリプレイス、OSのバージョンアップに注意！</p>	<p>■ 次の条件で検索できること</p> <ul style="list-style-type: none">① 取引年月日、取引金額、取引先で検索できる② 日付、金額の範囲指定で検索出来る③ 二つ以上の組み合わせにより検索出来る
<p>※ 税務職員のダウンロードの求めに応じること。（検索機能との要件で変わる）</p>		
<p>電子データも紙と同様、7年間～の保存要件も重要！</p>		

3. タイムリミットからみた電帳法対応のスケジュール

- 令和4年1月1日から開始予定であったが**2年間の宥恕期間**が設けられた。
- 令和5年12月31日に宥恕期限は終わるが、**新たな猶予措置**が制度化される。



4. 電子取引対応の猶予措置

- 電子取引保存の義務化は、令和5年12月31日まで宥恕措置により緩和されていたが、それが延期された訳ではなく、一旦宥恕措置は終了し新たな措置となる。
- 令和6年1月1日以降は、次の条件を全て満たせば**保存要件にかかわらず**、その電磁的記録の保存をすることができることとする。
 - 1：所轄税務署長が、**保存要件に従って保存することができない相当の理由**があると認めた場合（届出不要）
 - 2：税務調査の際に、**整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面の提示又は提出**の求めに応じられる場合
 - 3：税務調査の際に、**データのダウンロードの求め**に応じられる場合

ポイント

～令和5年12月31日までの宥恕措置	令和6年1月1日～からの猶予
<p>やむを得ない事情があれば、その保存要件にかかわらず電子データの保存が可能となり、また、その電子データの保存に代えてその電子データを出力することにより作成した書面による保存することも認められる。 （電子取引データをデータで保存できない場合には紙に出力して保存してもいい）</p>	<p>相当の理由があれば、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができる。 ★紙への出力による代用は記述されてされていない ★（現段階では）電子データの保存が必要 ★保存要件の緩和措置では、紙と電子の両方保管する必要がある</p>

5. 電子取引の保存要件の緩和

- 緩和策：税務調査等の際に、**データのダウンロードの求めに応じる**ことができるようにしている場合は、**検索要件の全てを不要**とする。
- 対象者①：売上高が**5000万円以下**の事業者
- 対象者②：①以外の事業者

その電磁的記録の**出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。）**の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合

ポイント

- ✓ ①データは、検索できなくてもいいので、**とりあえずどこかに保管しておく**
- ✓ ①求められれば、その**データを丸ごと渡せるようにしておく**
- ✓ ②**出力書面を整理された状態で**提示又は提出することが出来るようにしておく

6. スキャナ保存の要件緩和

■ 緩和策

- ① 国税関係書類をスキャナで読み取った際の**解像度、階調及び大きさ**に関する情報の**保存要件を廃止**する。
- ② 国税関係書類に係る記録事項の**入力者等に関する情報の確認要件を廃止**する。
- ③ 相互関連性要件について、国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、**相互にその関連性を確認**することができるようにしておくこととされる書類を、**契約書・領収書等**の重要書類に限定する。

ポイント

- ✓ スキャナ保存制度が、より使いやすくなった
- ✓ ただし、スキャンの要件が全て廃止されたわけではない

7. 優良な電子帳簿の範囲限定

- 過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る**優良な電子帳簿の範囲**を次のとおりとする。

①仕訳帳、②総勘定元帳

イ 手形に関する帳簿、ロ 売掛金その他債権に関する、ハ 買掛金その他債務に関する事項

ニ 有価証券、ホ 減価償却資産に関する事項、ヘ 繰延資産に関する事項

ト 売上げその他収入に関する事項

チ 仕入れその他経費又は費用に関する事項

ポイント

- ✓ 対象の帳簿が明確になり、制度を利用しやすくなった
- ✓ 通常は10%～15%で課される過少申告加算税の税率が5%に軽減されます。

8. 電子取引棚卸しチェックシート

- 社内で行われている電子取引データを洗い出そう！（社員アンケート・聞き取りなど）

No	要確認	チェック
①	電子メール 本文 で請求書・領収書等を受領することがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
②	電子メール 添付ファイル で請求書・領収書等を受領することがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③	クラウド等に ログイン して請求書・領収書等を受領することがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④	取引先の EDIシステム （受発注・出荷・請求・支払等）を利用している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤	自社で 電子請求システム （楽々明細・Misoca等）を利用している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑥	ネットショップ （Amazon、楽天、モノタロウ・・・）で物品を購入することがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑦	クレジットカード の利用明細が、紙ではなく電子のみである	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑧	交通系 I C （ICOCA、Pitapa等）の利用明細が、紙ではなく電子のみである	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑨	電子決済 （PayPay等）サービスを利用している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑩	従業員が 個人のクレジットカード で物品を立替購入している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑪	従業員が ネット購入（JAL、ANA等） で旅費を立替精算している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑫	複合機 等でFAXを全てPDF化して受信し、必要なものだけ印刷している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

9. 電子取引保存の準備シート

- 洗い出した電子取引データの、**今後の保管方法**について検討しよう

部署担当	種類	取引先	受発	現状取得方法	現状保管方法	電子保管方法	保管場所	規程明記	検索要件	履歴要件
営業	注文書	山田商事	受	EDIシステム	印刷して部署でファイリング	PDFダウンロード ファイル名で対応	ファイルサーバ	○	○	×
総務	領収書	アマゾン	受	〇グインしてPDFをダウンロード	印刷して経費伝票と経理へ	経費精算システムへ移行	システム	○	◎	△
営業	請求書	JAL	受	Webシステムの画面で確認	印刷して経費伝票と経理へ	経費精算システムへ移行	システム	○	◎	△
購買	発注書	モノタロウ	受	〇グインしてPDFをダウンロード	印刷して部署でファイリング	WEB型DBへ移行管理	クラウド	○	◎	○
社長	請求書	経営協会	受	メール添付PDFを取得	印刷して経費伝票と経理へ	添付ファイル ファイル名で対応	ファイルサーバ	○	○	×

- 電子取引棚卸しチェックシートで洗い出したリストから、現状を整理し、今後の方針を決める。

9. 電子取引データの保管方法

- 中小企業で電子データを保管する方法は3つある。



- **業務フロー**の見直しも必要。せつかくなのでペーパーレス化、**IT化へ向けて取り組むきっかけ**にしよう！
- 電子化から**デジタル化**へ、キーワードは「**Peppol (ペポル)**」デジタルインボイス標準仕様（国際規格）

JCG 事業承継コンサルティンググループ

About

当団体は、中小企業の悩みを解決し、元気にするために専門家・専門企業が連携して支援システムするために設立されました

- 事業承継支援、経営革新支援、後継者の育成
- 財務分析、相続対策、M&A支援
- 株式評価、土地評価、信託の活用
- 事業資金対策、融資対策、保険活用
- 法務対策、労務雇用対策
- 業務改革支援、IT活用支援

Contact

一般社団法人事業承継コンサルティンググループ

- 代表理事 久田 章
- 〒552-0011
- 大阪市淀川区西中島6-2-3-108
- URL : <https://jigyo-shokei.org>

※お問い合わせは、上記サイトの問い合わせフォームからお願い致します。

ご清聴ありがとうございました。